

令和5年第4回

富谷市議会定例会議案書

令和5年12月5日追加提出

富 谷 市

令和5年第4回 富谷市議会定例会追加議案

目 次

議 案

議案第19号	富谷市国民健康保険税条例の一部改正について	1
議案第20号	令和5年度富谷市一般会計補正予算(第6号)	別冊
議案第21号	令和5年度富谷市国民健康保険特別会計補正予算(第4号)	別冊
議案第22号	令和3～5年度(仮称)やすらぎパークとみや整備工事請負契約の 変更について	6

議案第19号

富谷市国民健康保険税条例の一部改正について

富谷市国民健康保険税条例（昭和44年富谷町条例第10号）の一部を別紙のとおり改正する。

令和5年12月5日追加提出

富谷市長 若生 裕俊

提案理由

全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律（令和5年法律第31号）の公布に伴い、出産する被保険者の産前産後期間に係る税額を免除するため、所要の改正を行うもの。

富谷市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

富谷市国民健康保険税条例（昭和44年富谷町条例第10号）の一部を次のように改正する。

改 正 後	現 行
<p>第1条～第22条 略 （国民健康保険税の減額）</p> <p>第23条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 <u>国民健康保険税の納税義務者の世帯に地方税法施行令第56条の89第4項に規定する出産被保険者（以下「出産被保険者」という。）が属する場合における当該納税義務者に対して課する所得割額及び被保険者均等割額（第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額）は、当該所得割額及び被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。</u></p> <p>(1) <u>国民健康保険の出産被保険者に係る基礎課税額の所得割額 当該出産被保険者につき第3条の規定により算定した所得割額の12分の1の額に、当該出産被保険者の出産の予定日（地方税法施行規則第24条の30の5に定める場合には、出産の日。以下同じ。）の属する月（以下「出産予定月」という。）の前月（多胎妊娠の場合には、3月前）から出産予定月の翌々月までの期間（以下「産前産後期間」という。）のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額</u></p> <p>(2) <u>国民健康保険の出産被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 当該出産被保</u></p>	<p>第1条～第22条 略 （国民健康保険税の減額）</p> <p>第23条 略</p> <p>2 略</p>

改正後	現 行
<p> <u>険者につき第5条の規定により算定した被            保険者均等割額（第1項に規定する金額を減            額するものとした場合にあつては、その減額            後の被保険者均等割額）の12分の1の額            に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち            当該年度に属する月数を乗じて得た額</u> </p> <p> <u>(3) 国民健康保険の出産被保険者に係る後期            高齢者支援金等課税額の所得割額 当該出            産被保険者につき第6条の規定により算定            した所得割額の12分の1の額に、当該出産            被保険者の産前産後期間のうち当該年度に            属する月数を乗じて得た額</u> </p> <p> <u>(4) 国民健康保険の出産被保険者に係る後期            高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額            当該出産被保険者につき第7条の2の規            定により算定した被保険者均等割額（第1項            に規定する金額を減額するものとした場合            にあつては、その減額後の被保険者均等割            額）の12分の1の額に、当該出産被保険者            の産前産後期間のうち当該年度に属する月            数を乗じて得た額</u> </p> <p> <u>(5) 国民健康保険の出産被保険者に係る介護            納付金課税額の所得割額 当該出産被保険            者につき第8条の規定により算定した所得            割額の12分の1の額に、当該出産被保険者            の産前産後期間のうち当該年度に属する月            数を乗じて得た額</u> </p> <p> <u>(6) 国民健康保険の出産被保険者に係る介護            納付金課税額の被保険者均等割額 当該出            産被保険者につき第9条の2の規定により</u> </p>	

改正後	現行
<p><u>算定した被保険者均等割額（第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額）の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額</u></p> <p>第23条の2～第24条の2 略</p> <p><u>（出産被保険者に係る届出）</u></p> <p>第24条の3 <u>国民健康保険税の納税義務者は、</u>  <u>出産被保険者が世帯に属する場合には、次に掲げる事項を記載した届出書を市長に提出しなければならない。</u></p> <p>(1) <u>納税義務者の氏名、住所、生年月日及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下同じ。）</u></p> <p>(2) <u>出産被保険者の氏名、住所、生年月日及び個人番号</u></p> <p>(3) <u>出産の予定日</u></p> <p>(4) <u>単胎妊娠又は多胎妊娠の別</u></p> <p>(5) <u>その他市長が必要と認める事項</u></p> <p>2. <u>前項の届出書の提出に当たり、当該納税義務者は、次に掲げる書類を添えなければならない。</u></p> <p>(1) <u>出産の予定日を明らかにすることができる書類</u></p> <p>(2) <u>多胎妊娠の場合には、その旨を明らかにすることができる書類</u></p> <p>(3) <u>出産後に前項に規定する届出を行う場合</u></p>	<p>第23条の2～第24条の2 略</p>

改正後	現 行
<p>には、<u>出産した被保険者と当該出産に係る子との身分関係を明らかにすることができる書類</u></p> <p>3 <u>第1項の規定による届出は、出産被保険者の出産の予定日の6月前から行うことができる。</u></p> <p>4 <u>第1項の規定にかかわらず、市長が、当該出産被保険者について同項各号に掲げる事項及び第2項各号に掲げる書類において明らかにすべき事項を確認することができる場合は、第1項の規定による届出を省略させることができる。</u></p> <p>第25条～第27条 略</p>	<p>第25条～第27条 略</p>

備考 改正箇所は下線が引かれた部分である。

#### 附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年1月1日から施行する。

(適用区分)

- 2 この条例による改正後の富谷市国民健康保険税条例の規定は、令和5年度分の国民健康保険税のうち令和6年1月以後の期間に係るもの及び令和6年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和5年度分の国民健康保険税のうち令和5年12月以前の期間に係るもの及び令和4年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

議案第22号

令和3～5年度（仮称）やすらぎパークとみや整備工事請負契約の変更について

令和3年12月10日議会の議決を得て請負契約を締結し、令和4年12月9日議会の議決を得て請負契約を変更した令和3～5年度（仮称）やすらぎパークとみや整備工事請負契約について、下記のとおり請負契約を変更するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号の規定により、議会の議決を求める。

記

- 1 契約の目的 令和3～5年度（仮称）やすらぎパークとみや整備工事
- 2 契約の方法 一般競争入札
- 3 契約金額 変更前 一金815,312,300円也  
変更後 一金836,544,500円也
- 4 契約の相手方 橋本店・阿部コンクリート工業特定建設工事共同企業体  
共同企業体代表者  
仙台市青葉区立町27番21号  
株式会社橋本店  
代表取締役社長 武田文孝  
共同企業体構成員  
富谷市富谷新町5番地  
株式会社阿部コンクリート工業  
代表取締役 阿部寿彦

令和5年12月5日追加提出

富谷市長 若生 裕 俊